

基本的協議事項のうち 3 項目が承認されました

<p>1 合併の方式</p>	<p>新設(対等)合併</p> <p>佐久市・臼田町・浅科村・望月町の4市町村が合併して“新しい市”が誕生します。</p> <p>【新設合併方式】</p> <table border="1"> <tr> <td>定義</td> <td>4市町村を廃し、その区域に1つの市を置く。</td> </tr> <tr> <td>法人格</td> <td>合併前の4市町村の法人格は合併と同時に消滅し、新しい法人格が発生する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">議会議員の取扱い</td> <td>原則 4市町村の議会議員の身分は失う。 議員定数(34人以下)に基づき設置選挙を実施し、議会議員を選出する。</td> </tr> <tr> <td>特例 4市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 ①〔定数特例〕 設置選挙において、法定定数(34人以下)の2倍まで増員できる。ただし、設置選挙の任期に限る。 ②〔在任特例〕 4市町村の議会議員(75人)は、合併後2年以内の間在任できる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業委員会委員の取扱い</td> <td>原則 4市町村の委員の身分は失う。 新たに選挙及び選任により委員を選出する。</td> </tr> <tr> <td>特例 選挙による委員は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。</td> </tr> <tr> <td>特別職の取扱い</td> <td>4市町村の特別職は失職する。 新市の市長は選挙で選出され、助役・収入役を新たに任命する。</td> </tr> <tr> <td>条例・規則の取扱い</td> <td>4市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定する。</td> </tr> </table>	定義	4市町村を廃し、その区域に1つの市を置く。	法人格	合併前の4市町村の法人格は合併と同時に消滅し、新しい法人格が発生する。	議会議員の取扱い	原則 4市町村の議会議員の身分は失う。 議員定数(34人以下)に基づき設置選挙を実施し、議会議員を選出する。	特例 4市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 ①〔定数特例〕 設置選挙において、法定定数(34人以下)の2倍まで増員できる。ただし、設置選挙の任期に限る。 ②〔在任特例〕 4市町村の議会議員(75人)は、合併後2年以内の間在任できる。	農業委員会委員の取扱い	原則 4市町村の委員の身分は失う。 新たに選挙及び選任により委員を選出する。	特例 選挙による委員は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。	特別職の取扱い	4市町村の特別職は失職する。 新市の市長は選挙で選出され、助役・収入役を新たに任命する。	条例・規則の取扱い	4市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定する。
定義	4市町村を廃し、その区域に1つの市を置く。														
法人格	合併前の4市町村の法人格は合併と同時に消滅し、新しい法人格が発生する。														
議会議員の取扱い	原則 4市町村の議会議員の身分は失う。 議員定数(34人以下)に基づき設置選挙を実施し、議会議員を選出する。														
	特例 4市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 ①〔定数特例〕 設置選挙において、法定定数(34人以下)の2倍まで増員できる。ただし、設置選挙の任期に限る。 ②〔在任特例〕 4市町村の議会議員(75人)は、合併後2年以内の間在任できる。														
農業委員会委員の取扱い	原則 4市町村の委員の身分は失う。 新たに選挙及び選任により委員を選出する。														
	特例 選挙による委員は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。														
特別職の取扱い	4市町村の特別職は失職する。 新市の市長は選挙で選出され、助役・収入役を新たに任命する。														
条例・規則の取扱い	4市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定する。														
<p>2 新市の名称</p>	<p>佐久市</p> <p>【理由】</p> <p>①北佐久郡・南佐久郡・佐久市の合併であること。</p> <p>②佐久という名称が県歌「信濃の国」の歌詞にあるように地域の総称として一般的であるとともに全国的に知名度が高いこと。</p> <p>③国・県等の出先機関など官公庁の多くが「佐久」という名称を使用していること。</p> <p>④佐久地域の玄関である新幹線「佐久平駅」と上信越自動車道「佐久インターチェンジ」の所在地であること。</p>														
<p>3 事務所の位置</p>	<p>佐久市大字中込 3056 番地</p> <p>①事務所の位置については、住民の利便性の観点から、現在の佐久市役所の位置とする。</p> <p>②合併に伴う新庁舎建設は行わず、現庁舎の増改築により対応する。</p> <p>③現在の臼田町役場・浅科村役場・望月町役場については、必要な機能を有した地方自治法第155条による支所とする。</p> <p>なお、その内容については協議事項「組織及び機構の取扱い」において、任意合併協議会で承認された「総合支所的な位置付け」という考え方に基づいて調整する。</p> <p>④佐久市における現在の浅間支所・野沢支所・中込支所・東支所、望月町における春日支所については、地方自治法第155条による出張所とする。</p> <p>< 支所とは > 特定区域を限り主として市の事務の全般にわたって事務を掌る事務所のこと</p> <p>< 出張所とは > 住民の便宜のため市役所まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するもの</p>														